

定額給付金給付のお知らせ

定額給付金の給付申請書は、3月中旬に全世帯へ郵送しています。まだ届いていないかたは、速やかにお問い合わせください。

給付対象

平成21年2月1日現在、本市住所を有し、次のどちらかの要件に該当するかた

- ▼住民基本台帳に記録されているかた
- ▼外国人登録原票に登録されているかた（短期滞在者及び不法滞在者を除きます。）

定額給付金の額

- ▼18歳以下のかた、65歳以上のかた 2万円
- ▼19歳から64歳までのかた 1万2千円

申請、受給できるかた

次のどちらかの要件に該当するかた

- ▼住民基本台帳に記録されている世帯主のかた
- ▼外国人登録原票に登録されている外国人のかた

給付方法

申請者（世帯主、外国人のかたは本人）の金融機関口座に振り込みます。ただし、金融機関口座をお持ちでないかた、および金融機関から著しく離れた場所に住んでいるかたに限り現金で給付します。

申請方法

給付申請書に必要な事項を記載の上、次の書類を添付し、返信用封筒で郵送してください。

- ▼申請者のかたの公的身分証明書の写し（運転免許証、健康保険被保険者証、パスポート、外国人登録証明書などのいずれか一つ）
- ※写し（コピー）は市内のコンビニエンスストアや公民館、図書館でできます（有料）。なお、申請書を市役所に持参した場合は無料でできます。

振り込みを希望する口座の金融機関名、店番（支店コード）、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳の写し（現金による給付を希望されるかたは不要）

申請の申込期間

平成21年9月11日までです。この期間を過ぎると定額給付金の給付が受けられませんので、早めに申請してください。

給付決定のお知らせ

給付申請書を受理後に、改めて定額給付金の給付額、給付日などをお知らせする通知書を郵送します。

Q & A

こんなときはどうするの？

- 問** 世帯主以外のかたが申請できるの？
答 世帯主以外のかたは申請できません。ただし、世帯主が死亡した場合は、新たな世帯主となったかたが申請することになります。
- 問** 世帯主が申請書を記入できないときは？
答 代理記載が可能です。家族や親類などのかたが記入してください。
- 問** 結婚、または離婚して姓を変更したときは？
答 申請は改姓後の氏名で申請できますが、改姓前の氏名を証明するものが必要です。
- 問** 申請書の記入を訂正できるの？
答 できます。二重線を引くなどして訂正してください。訂正印は必要ありません。
- 問** 世帯主以外の金融機関口座に振り込むことができないの？
答 できません。家族全員分の給付金を世帯主のかたの口座に一括して振り込みます。
- 問** 現金で受け取る場合、代理のかたが受領できるの？
答 できます。その場合は、世帯構成員（身内のかた）が代理人となり、定額給付金決定通知書、同封した委任状、代理人のかたの公的身分証明書、印鑑を持参してください。

定額給付金の振り込み・現金支給予定表（4月1日現在）

区分	第1回給付日		第2回給付日		第3回給付日	
	給付決定日	振り込み・現金給付予定日	給付決定日	振り込み・現金給付予定日	給付決定日	振り込み・現金給付予定日
ゆうちょ銀行以外の金融機関	～3月18日	3月30日	3月19日～4月1日	4月13日	4月2日～15日	4月28日
ゆうちょ銀行	～3月18日	4月13日	3月19日～27日	4月20日	3月28日～4月8日	4月28日
現金給付	～3月23日	3月30日	3月24日～4月6日	4月13日	4月7日～20日	4月28日

※申請書・添付書類に不備があった場合は、給付決定が遅れる場合があります。
※現金給付を希望したかたで、支給日に来庁することができない場合は、事前に連絡してください。

問い合わせ先

総務課定額給付金事業実施本部
（☎235111内線807）